

最近5年間に雇用保険の育児休業給付を受給した皆様へ

最近5年間に育児休業給付を受給した方（支給期間の末日が平成26年8月1日以降の方）の支給額を再計算した上で差額の発生する方に追加給付を行います

毎月勤労統計調査における不適切な取扱いについては、御迷惑をおかけして誠に申し訳ございません。厚生労働省一同、信頼回復に全力で取り組みます。

このたび、この問題の影響で給付額が低く支給されている方のうち、最近5年間（※）に育児休業給付を受給した方に対しては、改定後の給付額で再計算した額と既に給付した額の差額をお支払い致します。

※ 支給期間の末日が平成26年8月1日以降の方。5年よりも前に育児休業給付を受給されていた方、育児休業給付以外の給付を過去に受給されていた方については10月頃から別途お知らせを送付いたします。

追加して支払われる給付額の目安

支払い済み分に対する追加の支給は、不足していた「差額」が現在の価値に見合う額となるよう、加算した額を加えてお支払いします。

【計算式の例(育児休業給付の場合)】

- ① 改定後の支給月額 - 改定前の支給月額 = 支給差額
- ② 支給差額 × 改定前の支給回数 = 支給差額計
- ③ 支給差額計 × 加算利率 = 加算額
- ④ 支給差額計 + 加算額 = 追加の給付額

※ 左記の計算は追加給付額の目安です。各年の8月1日～7月末ごとに実際の追加の給付額が若干異なる場合がありますのでご了承ください。

- ① 改定後の支給月額から、改定前の賃金月額支給額を差し引きます。
- ② ①で算出した差額に、改定前の支給回数を掛けます。
- ③ ②で算出した差額合計に加算利率を掛けます。
- ④ ②と③で算出した額を合計して、お支払いします。

追加して支払われる給付のスケジュールについて

最近5年間に育児休業給付を受給していた方へのお支払い

⇒振込口座の確認を行い、11月頃から順次お支払い致します。

5年よりも前に育児休業給付を受給された方、育児休業給付以外の給付を過去に受給されていた方の追加給付

⇒10月頃から順次お知らせを送付し、11月頃から順次追加してお支払い致します。

お問い合わせ先

雇用保険追加給付相談窓口 0120-952-807
月～金8:30～20:00 土日祝08:30～17:15

追加してお支払いする額の確認方法と対象となる方 → 裏面をご参照ください。



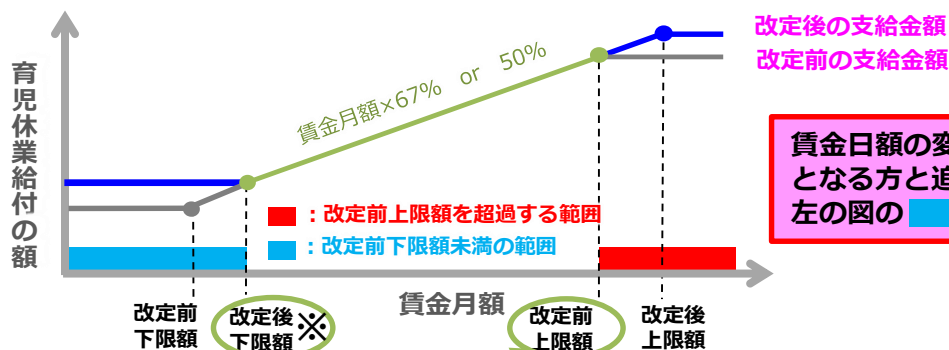
厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク

LL010705保01

追加給付の対象となる方（最近5年間に育児休業給付を受給した方）

3月17日以前の支給済みの給付に追加給付が発生する方は、賃金が改定前上限額より高い方と賃金が改定後下限額より低い方のみです

<育児休業給付の場合（賃金日額改定にかかる影響）>



賃金日額の変更により、支給額が変更となる方と追加の給付が発生するのは、左の図の ■ と ■ の範囲の方のみ。

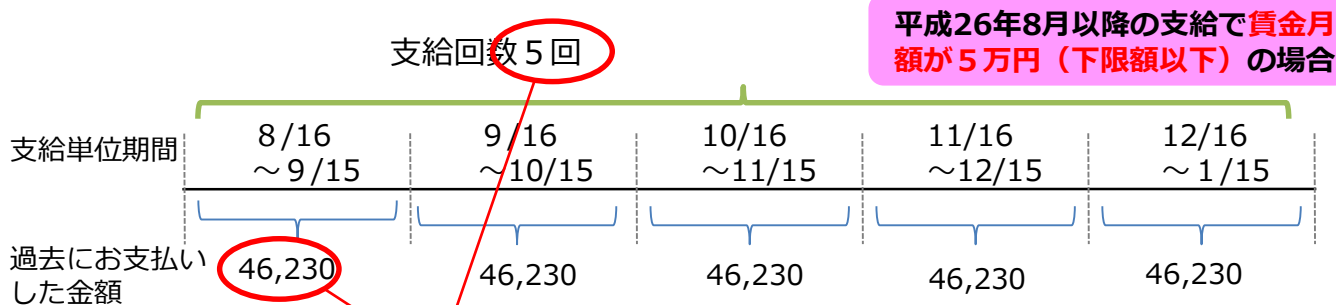
育児休業給付	H26.8~		H27.8~		H28.8~		H29.8~		H30.8~	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
上限額	426,000	426,600	426,300	427,200	424,500	424,800	447,300	447,600	449,700	450,300
下限額	69,000	69,300	69,000	69,300	68,700	69,000	74,100	74,100	74,400	74,400

※平成23年8月～平成26年7月の間は改定前後に上限額、下限額ともに変更はございません。また、平成29、30年8月以降は改定前後に下限額の変更はございません。

例えば、平成26年8月～平成27年7月の間に支給を受けていた方で、休業開始前の賃金月額が69,300円以上の方（上限額に係る方は除きます）は支給金額の変更や追加給付は発生しません。

追加給付額の計算例

<育児休業給付(平成26年8月以降受給されていた)の場合>



$$\text{本来お支払いすべき金額} 69,300 \times 67\% = 46,431$$

- ・ 46,431 (改定後の支給月額) - 46,230 (改定前の支給月額) = 201 (支給差額)
- ・ 201 (支給差額) × 5 (改定前支給回数) = 1,005 (支給差額計)
- ・ 1,005 (支給差額計) × 0.01 (加算利率) = 10.05 (加算額) (端数切り捨て)
- ・ 1,005 (支給差額計) + 10 (加算額) = ¥1,015- (追加してお支払いする給付額)